九　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七五の項を次のように改める。

七五	削除

第一項の表八二の項を次のように改める。

八二	削除

第一項の表九五の項を次のように改める。

九五	削除

十　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四二の項を次のように改める。

四二	削除

第一項の表四四の項を次のように改める。

四四	削除

第一項の表四七の項を次のように改める。

四七	削除

第一項の表六〇の項を次のように改める。

六〇	削除

第一項の表七四の項を次のように改める。

七四	削除

十一　平成十八年総務省告示第四百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二五の項を次のように改める。

二五	削除

第一項の表四二の項を次のように改める。

四二	削除

第一項の表四四の項を次のように改める。

四四	削除

第一項の表四六の項を次のように改める。

四六	削除

第一項の表一〇八の項から一一〇の項までを次のように改める。

一〇八	削除
一〇九	削除
一一〇	削除

第一項の表一一二の項及び一一三の項を次のように改める。

一一二	削除
一一三	削除

第一項の表一四七の項を次のように改める。

一四七	削除

第一項の表一五〇の項から一五二の項までを次のように改める。

一五〇	削除
一五一	削除
一五二	削除

第一項の表一六一の項を次のように改める。

一六一	削除

十二　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六八の項を次のように改める。

六八	削除

第一項の表七四の項を次のように改める。

七四	削除

第一項の表七八の項を次のように改める。

七八	削除

第一項の表一二八の項を次のように改める。

一二八	削除

第一項の表一三五の項を次のように改める。

一三五	削除

第一項の表二一五の項を次のように改める。

二一五	削除

第一項の表二二七の項を次のように改める。

二二七	削除

第一項の表二五九の項を次のように改める。

二五九	削除